

羽村市障害福祉計画について

(答 申)

平成23年11月29日

羽村市障害者計画及び障害福祉計画審議会

羽村市障害福祉計画について（答申）

本審議会は、平成23年6月24日に貴職から諮問された、「羽村市障害福祉計画」について、延べ3回にわたり慎重に審議を重ねてきたが、ここで結論を得たことから答申を行うものである。

平成23年11月29日

羽村市長 並木 心 様

羽村市障害者計画及び障害福祉計画審議会

会 長 井 上 克 巳

副会長 山 口 真 佐 子

委 員 足 立 マ リ 子

阿 部 一

押 江 起 久 子

河 村 茂

北 野 峰 子

島 田 八 郎

内 藤 美 穂 子

西 岡 英 一

萩 平 淳 子

橋 本 芳 明

堀 内 政 樹

宮 澤 正 弘

吉 澤 典 佳

（五十音順）

目 次

1	はじめに	3
2	羽村市障害福祉計画の整備目標と方策に対する意見	4
3	おわりに	10
4	資 料	11
	(1) 羽村市障害福祉計画について（諮問）【写】	13
	(2) 羽村市第3期障害福祉計画の整備目標と方策（素案）【写】	15
	(3) 羽村市障害者計画及び障害福祉計画審議会審議経過	63

1 はじめに

平成18年4月1日に「障害者自立支援法」が施行され、障害のある人が地域の中で必要な支援を受けながら自立して生活できるよう、身体障害、知的障害、精神障害の三障害に関する施策が一元化された。

しかし、「利用者負担」「新たな事業と報酬」「障害程度区分」などについて、さまざまな議論がなされてきたことから、法の施行後4年を経過した平成22年12月、「障がい者制度改革推進本部」等における検討を踏まえ、いわゆる「改正障害者自立支援法」が成立した。

これまで、福祉サービスを利用した者は、費用の1割を負担する「応益負担」を原則としていたため、障害が重く多くのサービスを必要とする者ほど負担が大きくなるとの批判が集まっていた。

そこで、これまで制度改革により低所得者層に対するさまざまな軽減措置や、減免措置が行われてきたが、法律上では応益負担のままであった。

しかし、この度の法改正により、「応益負担」から支払い能力に応じて支払額を決める「応能負担」であることが法律上も定められ、その趣旨が明確となった。

また、福祉サービスの対象者として、身体障害、知的障害、精神障害に加え、「発達障害」が位置付けられるなど、これらの他にもさまざまな改正点はあるが、こうした動向を踏まえ、法改正に的確に対応していくことが求められている。

このような背景の中、市から示された「羽村市第3期障害福祉計画の整備目標と方策（素案）」について、「第2期障害福祉計画」の検証を踏まえ、今後の3年間の具体的なサービス見込量や達成の方策を審議した。

本審議会における、市長から諮問された「羽村市障害福祉計画について」の審議結果は後述のとおりである。

2 羽村市障害福祉計画の整備目標と方策に対する意見

(1) 施設入所者の地域生活への移行について

「施設入所者の地域生活への移行」について、国の基本指針（案）では、平成26年度末時点の施設入所者数を、平成17年10月1日時点の施設入所者数から1割以上削減することを基本として、数値目標を設定するように示しているが、本計画（素案）においては、施設入所者の減少見込を0人としている。

現在の施設入所者数は30人で、その内訳は身体障害のある人が4人、知的障害のある人が26人とのことであり、また、施設入所待機者は、身体障害のある人が2人、知的障害のある人が12人とのことである。

このように、多くの知的障害のある人が施設入所を希望していることや、平成25年度に40人定員の知的障害のある人の入所施設が、市内に開設されることが予定されており、その内、羽村市民の4人程度が入所することを見込むことなどの現実を総合的に判断すると、国の基本指針（案）に沿った数値目標の設定が不可能となることについては、やむを得ないものであると考える。

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行について

「入院中の精神障害者の地域生活への移行」については、国において3年に1度行われる患者調査における退院可能精神障害者数を基に、地域移行者数の目標値を設定するものであるが、これは地域での受け入れ状況を判断するにあたり、医療機関の主観によるものであることから、客観的に分析・評価することが難しい。

また、国の「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」においても、別の客観的指標が必要であるとの提言を受けていることなどを踏まえ、第3期計画では数値目標として定めないとのことである。

しかし、平成16年9月に精神保健福祉対策本部が取りまとめた「精神保健医療福祉の改革ビジョン」において、「入院医療から地域生活中心へ」という精神保健医療福祉施策の基本的な方策が示されており、10年後の解消を図るこの考え方は現在も変わっていない。

したがって、市としても退院可能な精神障害のある人については、地域移行に向けての支援をより一層進める必要があると考えるとともに、国は、今後も引き続き入院中の精神障害者の地域生活への移行を、重要施策として位置付けることを望むものである。

(3) 福祉的就労から一般就労への移行について

「福祉的就労から一般就労への移行」について、国の基本指針（案）では、平成26年度中に一般就労に移行する者の数値目標を、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定すると示している。

本計画（素案）においては、平成26年度中の一般就労への移行者の目標値を4人としており、これは、国の基本指針（案）に沿ったものであるとともに、事業者に聞き取り調査を行った結果、平成24年度が3人、平成25年度が3人、平成26年度が4人の移行者を見込んだものであることから、この目標値は妥当であると考ええる。

ただし、障害のある人が地域に出て働くことについて、まだ理解が少ない現状もあることから、障害者基本法に基づき、障害の有無によって分け隔てられることなく、共生する社会の実現を望むものである。

(4) 就労移行支援事業の利用者数について

「就労移行支援事業の利用者数」について、国の基本指針（案）では、平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定すると示している。

本計画（素案）においては、平成26年度末における就労移行支援事業を利用する者の目標値を10人としており、これは国の基本指針（案）である2割以上（50人）と大きく乖離している。

しかしながら、就労移行支援事業の提供事業者数及び定員が少ないことや、2年間の期限付きで実施するものであり、その後、一般就労へ結びつけるのが困難なことなどから、国が基本指針（案）として示す目標値を設定することは、これまでの実績及び地域の実情を踏まえると、現実的ではないと考える。

この事業の重要性は十分理解しているところではあるが、この様な現状を踏まえると、国の基本指針（案）に沿った数値目標の設定が不可能となることについては、やむを得ないものであると考える。

(5) 就労継続支援事業の利用者数について

「就労継続支援事業の利用者数」について、国の基本指針（案）では、平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援A型事業を利用することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定すると示している。

本計画（素案）においては、平成26年度末における就労継続支援事業の利用

者のうちの、就労継続支援A型事業を利用する者の割合を1.3%として目標値を設定しており、これは、国の基本指針（案）である30%と大きく乖離している。

しかしながら、就労継続支援A型事業は、一般就労は困難であるが、雇用契約に基づく福祉的就労が可能な障害のある人への必要な訓練及びその他の支援を行う事業であり、民間企業において障害のない人であっても、雇用契約を締結するのが難しいなか、福祉的就労として雇用契約を締結することは非常に難しい現状がある。

また、この事業を提供している事業者数は、東京都でも20事業所で、うち多摩地域は6事業所とのことであり、このように事業所数が少ないのは、この制度の事業運営は非常に難しいことが推測でき、これまでの実績及び地域の実情を踏まえると、就労継続支援事業利用者のうち、3割が就労継続支援A型事業を利用することは現実的ではないと考える。

本来であれば、就労継続支援A型事業を提供する事業所が増加し、受け皿となるような状況が望ましいことであるが、この様な現状を踏まえると、国の基本指針（案）に沿った数値目標の設定が不可能となることについては、やむを得ないものであると考える。

(6) 訪問系サービスの提供について

「訪問系サービスの提供」における、サービス見込量については、妥当であると考ええる。

なお、「同行援護」は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある人に対して、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を提供するために、新たに国が創設したサービスであるが、現在、市の裁量により提供している移動支援の利用者のうち、重度の視覚障害のある人が戸惑うことがないように移行し、サービスの利用が増加するよう望むものである。

また、「重度訪問介護」については、事業者としてサービスの提供が難しいことや、利用者としても使いにくいなどから、利用者は現在0人であるとのことだが、人口増加率に対して障害のある人の割合が大きくなっており、今後、当該制度の利用を希望するケースが十分考えられることから、重度訪問介護のサービス提供体制を整備しておく必要があると考える。

(7) 日中活動系サービスの提供について

① 介護給付の提供について

「介護給付の提供」における、サービス見込量については、妥当であると考ええる。

なお、「ショートステイ」は、居宅において介護を行う者の疾病やレスパイト

等により、短期間の入所を希望する障害のある人に対する重要なサービスであり、本計画の「見込量確保に向けての方策」においても、グループホーム・ケアホーム事業者に対して、ショートステイサービスの提供を要請していくとしているとおり、取組みの強化を望むものである。

② 身体機能・生活能力の維持・向上について

「身体機能・生活能力の維持・向上」における、サービス見込量については、妥当であると考ええる。

なお、「見込量確保に向けての方策」に示されているとおり、広域的な施設利用で対応するケースが多いことから、地域を限定することなく、利用者のニーズに合った利用調整を進めていただきたい。

③ 就労の支援について

「就労継続支援B型」については、事業を提供する各施設ともに定員に対する利用者数が飽和状態に近いなどから、増加割合を抑えて見込んでいるとのことであるが、障害者数の推移から考えると、実情はもっと多くの利用希望者がいることが推測される。

したがって、本計画の「見込量確保に向けての方策」にある、「多様な事業者の参入の促進」については、取組みを強化する必要があると考ええる。

また、「就労支援事業」については、「就労支援センターエール」の登録者に精神障害のある人が増加しており、これらの者は職場環境に耐えられる力があると判断され就職につながったとしても、状態に波があり、ほんのわずかなきっかけで離職してしまうケースが多いことから、定着支援を強化していくことが重要であると考ええる。

このように、就労の支援については、厳しい世の中の情勢もあり、新規就労につなげるのは難しいことではあるが、一般就労及び福祉的就労の潜在的なニーズは非常に大きいことから、障害のある人の就労及び職場定着について、どのように支えていくかを課題としてとらえる必要がある。

(8) 暮らしの場の提供について

① 居住支援サービスの充実について

「居住支援サービスの充実」における、サービス見込量については、妥当であると考ええる。

なお、国では、住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、グループホームやケアホームの整備をしていくとしていることから、施設の整備を図ろうとする事業者に対しては、情報提供及び国や東京都などから補助金が

受けられるよう、積極的な支援を望むものである。

② 施設入所支援について

「施設入所支援」について、国の基本的な考え方としては、ノーマライゼーション理念のもとに、長期の施設入所者や、社会的入院の状態にある精神障害のある人などの地域生活への移行を促進するため、グループホームやケアホームなどの地域居住の場や日中活動の場など、継続的な生活支援体制の整備に重点的に取り組むとしている。

しかし、高齢となった障害のある人の親などからは、自分が亡くなった後の子どものことを案じ、生涯にわたり夜間や休日を通じて、安心して専門的な介護が受けられる、施設入所を希望する家族が多くいる現状がある。

理想とすれば、地域移行を促進すべきと考えるが、このように施設入所を希望する者がいること、また、現在は市内に入所施設が無いことから、市内に初めての入所施設が開設されることは望ましいことである。

したがって、サービス見込量については、国の基本指針（案）で示す、平成26年度末時点の施設入所者数が、平成17年10月1日時点の施設入所者数の1割以上減少することを見込めなくともやむを得ないと考える。

(9) 地域生活支援事業の推進について

① 相談支援の充実について

「相談支援の充実」における、事業量の見込みについては妥当であると考ええる。

なお、相談支援については、福祉センターで実施している「地域活動支援センターあおば」に基幹相談支援センターとしての役割を担わせるとともに、「地域活動支援センターハッピーウイング」や関係機関との連携をさらに強化し、相談支援事業の一層の充実を図るとしている。

したがって、今後さらに羽村市の相談支援は、「地域活動支援センターあおば」を中心としてネットワークが構築されていくものと考えられることから、地域の支援機関に対する専門的・技術的支援や、障害者福祉に従事する人材の育成など、広域的かつ専門的な機能を有する体制を確保する必要があると考える。

② 在宅での自立支援について

「在宅での自立支援」における、事業量の見込みについては妥当であると考ええる。

なお、「実施に向けた考え方」に示されているとおり、障害のある人や児童が、その人にふさわしい自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地

域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業の提供を望むものである。

③ 活動機会の提供について

「活動機会の提供」における、事業量の見込みについては妥当であると考え
る。

なお、地域活動支援センター事業は、障害のある人の自立生活や社会との交
流を支援するための重要なサービスであることから、今後も「あおば」及び「ハ
ッピーウイング」の充実を望むものである。

(10) 地域自立支援連絡会の運営について

「地域自立支援連絡会」は、障害者団体、事業者、保健・医療関係者、雇用関
係機関、学識経験者などの関係者の協働の場である。

連絡会には、個別支援会議からさまざまな援助困難事例があげられてくるとの
ことであるが、その場で解決に至らなくても、それぞれの分野・機関の者同士が、
情報提供や意見交換を行うことによって、さまざまな見方やとらえ方が共有でき
る重要なものであることから、当該連絡会がさらに活発化し、相互扶助が強化す
ることを期待するものである。

また、現在は「相談支援部会」と「就労支援部会」の2部会が設置され、具体
的な議論が深められているとのことであるが、今後はニーズに応じて、他の部会
の設置も検討する必要があると考える。

3 おわりに

本審議会が、市長から諮問された、「羽村市障害福祉計画について」の審議結果は以上のとおりである。

これまで、羽村市は、積極的に障害者福祉に取り組んできたところであるが、今年8月5日に「障害者基本法」が改正され、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することが明言された。

このような社会の実現には、全ての障害のある人が、障害のない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、ふさわしい生活を保障される権利を有することが前提となっている。

それには、障害のある人が差別されることなく、社会、経済、文化その他あらゆる分野での活動が保障されることや、どこで誰と生活するかの選択機会が確保され、地域社会で共生することが妨げられないこと、また、言語その他の意思疎通の手段の選択機会が確保されるとともに、情報の取得や利用手段の選択機会の拡大が図られることなどが必要である。

したがって、「羽村市障害者計画」の基本理念である、「ともに生きる地域社会“はむら”の創造」に基づき、障害のある人もない人も、お互いの個性と人格を尊重し、ともに支えあい、ともに協力し合い、住み慣れた地域で、安心して自立した生活ができる地域社会の実現を推進する必要性が増している。

なお、国は、平成25年8月までに「障害者自立支援法」を廃止し、「障害者総合福祉法（仮称）」を施行すると示唆していることから、こうした動向を注視し、法改正に的確に対応していくことが求められる。

市がこの答申を踏まえ、目標値を達成するためにサービスを低下させることなく、障害のある人の地域生活への移行や、就労への取り組みなどを推進されることを期待する。

資 料

余 白

羽福障発第3576号
平成23年6月24日

羽村市障害者計画及び
障害福祉計画審議会会長 殿

羽村市長 並 木 心



羽村市障害福祉計画について (諮問)

羽村市障害者計画及び障害福祉計画審議会条例(平成18年条例第18号)第2条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

【諮問事項】 羽村市障害福祉計画について

余 白

羽村市第3期障害福祉計画の 整備目標と方策（素案）

東京都羽村市

余 白

第1節

目標設定と方策

1 平成26年度の数値目標の設定

(1) 施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を今後も押し進めていくため、障害者支援施設などに入所している障害のある人のうち、自立訓練事業などを利用し、平成26年度末における地域生活（グループホーム、ケアホーム、一般住宅）に移行する者の目標値を設定しました。

【国の基本指針（案）】

- 平成26年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。
当該数値目標の設定に当たっては、平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活に移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
- 平成26年度末時点の施設入所者数を、平成17年10月1日時点の施設入所者数から1割以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
- 児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除いて設定する。

【東京都の基本的考え方（案）】

- 区市町村は、国の基本指針及び考え方に基づき、現在までの実績、施設入所者本人の意向等を勘案して、平成26年度末における地域生活移行者数の数値目標を設定することとされている。
- 東京都は各区市町村が国の考え方を踏まえて設定した数値目標を集計したものを基本として、平成17年10月1日時点の施設入所者の3割以上が平成26年度末までに地域生活へ移行できるよう、引き続き、地域生活基盤の整備に計画的に取り組み、地域移行を進める観点で支援・調整を図りながら、東京都全域の数値目標を作成する。

【目標値】

項目		人数	備考
施設入所者数	(実利用人数)	30人	平成23年7月実利用人数※1
	【目標値】	32人	平成26年度末時点の施設入所者数
地域生活移行数	(実利用人数)	0人	平成20～22年度移行者数
	【目標値】	4人	平成24～26年度移行者数
施設入所者の減少見込		0人	新規入所6人を見込む※2

※1 平成23年7月実利用人数の内訳は、知的障害者更生施設2人、施設入所支援28人

※2 平成24年度末までに2人、また、平成25年度に市内への入所施設の開設を見込み4人の新規入所者を計上した。このため、国の基本指針である平成17年10月1日時点の施設入所者数27人からの減少は見込めない。

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

【国の基本指針（案）】

■ 都道府県に対しては、各着眼点に関する目標値を定める参考として、以下の指標を提示する。都道府県は、以下の指標を踏まえ、それぞれの実情に応じて、適切な目標値を定める。

【着眼点①】 1年未満入院者の平均退院率

指標：平成26年度における平均退院率を、平成20年6月30日調査日で7%相当分増加させる。

【着眼点②】 5年以上かつ65歳以上の退院者数

指標：平成26年度における5年以上かつ65歳以上の退院者数を、直近の状況よりも20%増加させる。

【東京都の基本的考え方（案）】

■ 数値目標の設定に当たっては、国は、従来の「退院可能精神障害者」という指標ではなく、新たに「1年未満入院者の平均退院率」、「5年以上かつ65歳以上の退院者数」という2つの着眼点と目標設定に当たっての指標を示しており、東京都は、国の指標を踏まえつつ、東京都の実情に応じて、適切な数値目標を設定する必要がある。

■ 併せて、従来実施してきた「精神障害者退院促進支援事業」は個別給付化され、障害者自立支援法に基づく地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）に再編されることから、区市町村、東京都及び関係機関のさらなる連携強化が求められている。

■ 入院中の精神障害者の地域生活移行に必要な地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）及び障害福祉サービスについて、国が示している算定方法では、東京都において利用者数を推計し、これを踏まえて区市町村が見込み量を算定することとされており、サービス見込量の考え方と整合を図る必要がある。

【目標値】

項目	平成20年度	平成26年度	備考
【着眼点①】 1年未満入院者の平均退院率	%	%	平均退院率
【着眼点②】 5年以上かつ65歳以上の退院者数	人	人	退院者数

(3) 福祉的就労から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業などを通じて、平成26年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定しました。

【国の基本指針（案）】

■福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成26年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。目標に当たっては、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

【東京都の基本的考え方（案）】

■東京都は、「福祉施設から一般就労への移行」のみならず、特別支援学校の卒業生や離職者などで一般就労を希望する障害者が企業等で働く機会を拡大するため、「区市町村障害者就労支援事業」を推進している。

■「区市町村障害者就労支援事業」による一般就労者数について、これまでの実績を踏まえつつ、引き続き事業を拡充し、平成26年度において、平成17年度実績の2倍以上を目指す。

■福祉施設からの一般就労移行者数について、実績の把握を着実にを行い、平成26年度において、平成17年度の4倍を目指す。

【目標値】

項目	人数	備考
一般就労移行者	(実績)	1人 平成17年度実績
	(実績)	5人 平成20年度から平成22年度実績
	【目標値】	4人 平成26年度中 (平成24年度から平成26年度までに10人)

(4) 就労移行支援事業の利用者数

平成26年度末において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を利用する者の目標値を設定しました。

【国の基本指針（案）】

■平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

【目標値】

項目		人数	備考
就労移行支援事業利用者	平成26年度末の福祉施設利用者数	251人	平成26年度末において福祉施設を利用する者の数※1
	【目標値】	10人	平成26年度末において就労移行支援事業を利用する者の数※2

※1 平成26年度末福祉施設利用者数は、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）の利用者見込み数の合計

※2 市内及び近隣に就労移行支援事業所が少なく、定員も限られていることを考慮し目標値を設定した。

（5）就労継続支援事業の利用者数

平成26年度末において就労継続支援事業の利用者のうち、就労継続支援（A型）事業を利用する者の目標値を設定しました。

【国の基本指針（案）】

■平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援（A型）事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

【東京都の基本的考え方（案）】

■26年度末における、福祉施設利用者のうち就労移行支援事業利用者の割合、就労継続支援事業（A型及びB型）利用者のうち、就労継続支援事業A型利用者の割合については、これまでの実績及び区市町村における実情を踏まえて、サービス見込量の考え方と整合を図った上で数値目標を設定する。

【目標値】

項目		人数	備考
就労継続支援（A型）事業利用者	平成26年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者見込み（A）	2人	平成26年度末就労継続支援（A型）事業の利用者見込み数
	平成26年度末の就労継続支援（B型）事業の利用者見込み	148人	平成26年度末就労継続支援（B型）事業の利用者見込み数
	平成26年度末の就労継続支援（A型＋B型）事業の利用者見込み（B）	150人	平成26年度末就労継続支援（A型＋B型）事業の利用者見込み数
	【目標値】 （A） / （B）	1.3%	平成26年度末就労継続支援（A型）事業の利用者割合※1

※1 就労継続支援（A型）事業については、事業所数が少なく過去に利用実績がないことを考慮し、目標値を設定した。

2 サービスの整備目標と方策

(1) 訪問系サービスの提供

①訪問系サービスの提供

在宅で介護サービスを受けながら生活を継続していけるよう訪問系サービスの基盤整備を今後も推進します。また、新たに創設された同行援護の円滑なサービス提供に努めます。

【サービスの概要】

サービス名	内容
居宅介護	自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴・排せつ・食事の介護・外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出するときに、必要な視覚的情報の支援、外出先での排せつ・食事等の支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

【サービス見込量（1月あたり）】

サービス名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護			
重度訪問介護			
行動援護	95人/月	98人/月	99人/月
同行援護	延べ1,380時間/月	延べ1,443時間/月	延べ1,477時間/月
重度障害者等包括支援			

【現状と将来推計の考え方】

□居宅介護は、平成18年度から平成23年度（見込み）の年間の実利用人数及び年間の延べ利用時間数をもとに、同行援護は、視覚障害のある人の移動支援事業の実績をもとに、利用増加や将来の障害者手帳所持者の増加を考慮して、サービス見込量を推計した。

【見込量確保に向けての方策】

- 障害のある人がその人にふさわしいサービス提供事業者を選択することができるよう、情報提供を行うとともに、多様な事業者の参入を促進していきます。
- サービスの質が向上されるよう、サービスの直接の担い手となる従事者に対し、東京都や東京都社会福祉協議会などが行っている研修などの情報提供を行います。
- 事業者へ第三者評価制度の活用を促し、障害のある人が安心してサービスを利用できる仕組み作りを推進します。

(2) 日中活動系サービスの提供

①介護給付の提供

常時介護を必要とする障害のある人に対する施設での専門的な介護サービス、介護者の休養や病気の時など、一時的に障害のある人を預けるショートステイ（短期入所）の場など、日中も安心して生活できるよう介護サービスを提供していきます。

【サービスの概要】

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
ショートステイ	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

【サービス見込量（1月あたり）】

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	71人	81人	83人
ショートステイ	56人 延べ217日/月	57人 延べ228日/月	58人 延べ233日/月

【現状と将来推計の考え方】

- 生活介護は、平成24年度に重症心身障害者通所事業の法内化を、平成25年度に新規事業者の参入を考慮し、利用者数を推計した。
- ショートステイは、平成18年度から平成23年度（見込み）までの年間の利用実人数及び年間の延べ利用日数をもとに、介護者の高齢化に伴う緊急時の利用増加や障害者手帳所持者の増加を考慮してサービス見込量を推計した。

【見込量確保に向けての方策】

- 事業者の実施意向などの情報収集に努め、利用調整を進めるとともに、必要に応じてグループホームやケアホーム運営事業者に、ショートステイサービスの提供を引続き要請していきます。
- 障害のある人やその家族などがその人にふさわしい事業所を選択することができるよう、広く情報提供を行うとともに、多様な事業者の参入を促進していきます。
- 事業者へ第三者評価制度の活用を促し、障害のある人が安心してサービスを利用できる仕組み作りを推進します。

②身体機能・生活能力の維持・向上

障害のある人が自立した地域生活を営むことができるように、自立訓練（機能訓練・生活訓練）サービスの提供に努めます。

【サービスの概要】

サービス名	内容
自立訓練 （機能訓練）	対象：身体障害者 身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。
自立訓練 （生活訓練）	対象：知的障害者・精神障害者 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。

【サービス見込量（1月あたり）】

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
自立訓練 （機能訓練）	1人	2人	2人
自立訓練 （生活訓練）	4人	5人	6人

【現状と将来推計の考え方】

□平成18年度から平成23年度（見込）までの利用人数をもとに、利用者数を推計した。

【見込量確保に向けての方策】

- 事業者に対して広く情報提供を行うとともに、今後も国及び都施設、民間施設の利用を促進していきます。
- 広域的な施設利用で対応するケースが多いため、地域を限定することなく利用者のニーズに合った施設の情報収集に努め、利用調整を進めます。

③就労の支援

過去の市政世論調査において、障害者福祉施策の中で「就労支援の充実」が最も必要であるとの調査結果から、障害のある人の働く場の確保に向けて、関係機関との連携を図り、就労を支援します。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づいて労働の機会を提供するA型、雇用契約を結ばないB型があります。
就労支援事業	一般就労を希望する人に、就労支援コーディネーター及び生活支援コーディネーターによる、就労面の支援（職業相談、就労準備支援、職場開拓、職場定着支援など）と生活面の支援（健康・金銭管理の支援、自立生活の支援、年金・福祉サービスの利用援助、社会参加の支援など）を一体的に行います。

【サービス見込量（1月あたり）】

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
就労移行支援	7人	8人	10人
就労継続支援（A型）	0人	1人	2人
就労継続支援（B型）	142人	144人	148人

【現状と将来推計の考え方】

- 平成18年度から平成23年度（見込み）までの利用人数をもとに、利用者数を推計した。
- 羽村特別支援学校の今後3年間の卒業生（12人）について、サービス利用を考慮した。

【就労支援事業見込量（年間）】

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
登録者数	80人	85人	90人
相談件数	1,686件	1,787件	1,894件
新規就職者数	8人	8人	9人
職場定着者数	36人	44人	52人

※職場定着者数は、平成20年度からの累計

【現状と将来推計の考え方】

- 平成20年度から平成23年度（見込み）までの実績をもとに、見込量を推計した。

【見込量確保に向けての方策】

- 事業者と連携を図り、障害のある人が一般就労、就労移行支援事業、就労継続支援事業などを選択できるよう、必要な支援を行います。
- 事業者に対して広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。
- 一般就労を希望する人には、就労支援センター「エール」を中心に関係機関との連携を図り、職場開拓や就労準備、職場定着などの就労支援と就労に伴う生活面の支援を一体的に行います。

(3) 暮らしの場の提供

① 居住支援サービスの充実

その人にふさわしい福祉サービスを受けながら、住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、グループホーム（共同生活援助）やケアホーム（共同生活介護）などの居住支援サービスの充実を図ります。

【サービスの概要】

サービス名	内容
ケアホーム	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
グループホーム	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

【サービス見込量（1月あたり）】

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
ケアホーム	26人	28人	36人
グループホーム	15人	16人	17人

【現状と将来推計の考え方】

□グループホーム、ケアホームとも、平成18年度から平成23年度（見込み）までの利用者数をもとに、入所施設からの地域生活への移行や退院した精神障害のある人の地域生活への移行を考慮した。またケアホームの利用者については、平成26年度に市内1か所の開設を見込み推計した。

【見込量確保に向けての方策】

- 障害の程度に応じて、援助を受けながら地域で生活できるグループホーム、ケアホームの整備を推進するために、情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を引き続き行います。
- 障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、地域の方と互いに尊重し合いながら共生する必要があるため、障害のある人への理解について広報やホームページなどでの啓発に努めます。

②施設入所支援

夜間や休日に安心して施設で専門的な介護が受けられるよう、施設入所支援を提供します。

【サービスの概要】

サービス名	内容
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

【サービス見込量（1月あたり）】

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設入所支援	32人	35人	32人

【現状と将来推計の考え方】

- 平成18年度から平成23年度（見込み）までの利用者数をもとに、グループホーム、ケアホームなどへの地域生活への移行を考慮し利用者数を推計した。
- 平成25年度に市内に1か所の開設を見込み推計した。

【見込量確保に向けての方策】

- 地域で自立した生活が困難な障害のある人への対応として、必要に応じ施設入所支援を提供します。
- 入所を必要とする障害のある人やその家族に、入所施設に関する情報提供や施設入所利用調整に関する支援を行います。

(4) 地域生活支援事業の推進

① 相談支援の充実

障害のある人のライフステージに応じ、一貫した相談支援の確立を目指します。
また、地域自立支援連絡会を中心として、障害のある人の地域生活を支えるネットワークを構築するとともに、障害のある人への差別の禁止や虐待の防止に努めます。

【事業の概要】

事業名	内容
地域自立支援連絡会	地域における障害者福祉に関する関係者による連携及び支援の協議を行い、地域支援体制の充実を図ります。
相談支援事業	障害のある人やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供、福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助などを行い、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。
サービス利用計画	計画的な支援を継続的に必要とする障害のある人などに対して、サービス利用計画の作成、事業者からのサービス利用の斡旋・調整、モニタリングを受けることができます。

【事業の量の見込み（年間）】

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
相談支援事業※1	2か所	2か所	2か所
サービス利用計画	2件	4件	8件

※1 福祉センター内の地域活動支援センター「あおば」と福生市と共同で設置した地域活動支援センター「ハッピーウイング」の2か所で行っている事業。

【現状と将来推計の考え方】

自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難で、計画的なプログラムに基づく支援が必要な障害のある人の数を勘案した。

【実施に向けた考え方】

- 相談支援については、福祉センター内にある地域活動支援センター「あおば」が基幹相談支援センターの役割を担うとともに、地域活動支援センター「ハッピーウイング」や関係機関との連携をさらに強化し、相談支援事業の一層の充実を図ります。
- 障害のある人やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の福祉サービスの利用支援などの必要な支援を行っていきます。
- 発達障害、高次脳機能障害などの、専門性の高い相談に対応するため、地域活動支援センター「あおば」の相談支援体制の強化を図ります。
- 福祉、保健・医療、教育など地域の関係機関の関係者からなる地域自立支援連絡会において、地域課題解決に向けた話し合いを行っていきます。
- 障害のある人への差別禁止や虐待防止に取り組むとともに、広報やホームページなどで、広く啓発に努めます。
- 福祉サービスの利用に関する調整が困難な障害のある人に対し、計画的な支援プランの作成ができるような環境を整備するため、広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。
- サービス利用計画は、相談支援専門員が各事業者との調整を行い、障害のある人の意向を聴取しながら作成していきます。

② 在宅での自立支援

障害のある人の自立生活や社会参加を進めるため、地域生活支援事業として、地域活動支援センター事業、移動支援事業などの必須事業や日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業などのその他の事業を確実に進めていきます。

【事業の概要】

	事業名	内容
必須事業	地域活動支援センター I 型事業	障害のある人に相談支援事業を総合的に行うとともに、機能訓練、社会適応訓練、創作活動の機会、食事・入浴サービスなどを提供します。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人などについて、外出のための支援を行い、自立生活及び社会参加を促します。
	日常生活用具給付等事業	重度の障害のある人に対し、日常生活用具を給付又は貸与することで、日常生活の便宜を図ります。
	コミュニケーション支援事業	意思疎通を図ることに支障のある障害のある人などに、手話通訳や要約筆記により、意思疎通の円滑化を図ります。
その他の事業	日中一時支援事業	介護者が、緊急その他やむを得ない理由により介護することができないとき、障害のある人の日中における活動の場の確保及び一時的な見守りを行ないます。
	訪問入浴サービス事業	在宅の重度の身体障害のある人（児童）の居宅を訪問し、入浴サービスを行い、身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。
	更生訓練費給付事業	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している人及び障害者支援施設に入所し、更生訓練を受けている身体障害のある人に更生訓練費を支給します。
	自動車改造費助成事業	自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
	自動車運転教習費助成事業	自動車運転免許の取得費用の一部を助成します。
	住宅設備改善事業	重度の身体障害のある人（児童）に対し、住宅設備の改善に要する費用の一部を助成します。
	火災安全システム事業	重度の障害のある人の自宅に火災安全システムを設置し、生活の安全を確保します。
	施設入所者就職支度金給付事業	施設に入所、もしくは通所している人が訓練を終了し、又は就労移行支援事業、もしくは就労継続支援事業を利用し、就職等により自立する人に対し、就職支度金を支給します。

【事業の量の見込み（年間）】

＜必須事業＞

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数
地域活動支援センター	2か所	62人	2か所	64人	2か所	67人
①相談支援事業						
ア 障害者相談支援事業	2か所		2か所		2か所	
イ 地域自立支援連絡会	有		有		有	
ウ 市町村相談支援機能強化事業	有		有		有	
エ 住宅入居等支援事業	無		有		有	
オ 成年後見制度利用支援事業	有		有		有	
②地域活動支援センター事業	62人		64人		67人	
移動支援事業(利用実人数) (延べ利用時間)	76人 7,022時間		80人 7,411時間		82人 7,539時間	
日常生活用具給付等事業	1,045件		1,063件		1,076件	
介護訓練支援用具	4件		5件		5件	
自立生活支援用具	9件		9件		10件	
在宅療養等支援用具	6件		8件		9件	
情報・意思疎通支援用具	7件		9件		8件	
排せつ管理支援用具	1,015件		1,028件		1,041件	
住宅改修費	2件		1件		1件	
その他	2件		3件		2件	
コミュニケーション支援事業(実人数)	2か所	16人	2か所	16人	2か所	16人
(上記の他実施する事業)						
手話奉仕員養成研修事業 (登録見込み者数)		6人		6人		7人

<その他の事業>

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
日中一時支援事業	31人	35人	37人
訪問入浴サービス事業	1人	1人	1人
更生訓練費給付事業 (実人数)	2人	2人	2人
自動車改造費助成事業	1人	1人	1人
自動車運転教習費助成事業	1人	1人	1人
住宅設備改善事業	1人	1人	1人
火災安全システム事業	1人	1人	1人
施設入所者就業支度金給付事業	0人	0人	1人

【現状と将来推計の考え方】

- 移動支援事業については、同行援護へ移行する利用者を除いた、平成18年度から平成23年度（見込み）までの実利用人数及び延べ利用時間をもとに見込量を推計した。
- 日常生活用具給付等事業については、平成18年度から平成23年度（見込み）までの延べ利用件数をもとに身体障害のある人の増加数を考慮して見込量を推計した。
- コミュニケーション支援事業については、平成18年度から平成23年度（見込み）までの利用実人数をもとに、聴覚障害のある人の増加数を考慮して推計した。
- 日中一時支援事業については、平成18年度から平成23年度（見込み）までの利用実人数をもとに利用者数を推計した。また、平成25年度に新規事業者の参入も見込み推計した。
- 上記以外の事業については、平成18年度から平成23年度（見込み）までの利用実人数をもとに利用者数を推計した。

【実施に向けた考え方】

- 障害のある人や障害のある児童が、その人にふさわしい自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態での事業を提供していきます。
- 利用者の増加が著しい事業については、広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。

③ 活動機会の提供

自立生活を支援する観点から、社会との接点をもつことが重要です。雇用・就労の困難な障害のある人が活動する機会や場所を引き続き提供していきます。

【事業の概要】

事業名	内容
地域活動支援センター	<p><基礎的事業> 創作的活動、機能訓練及び社会との交流などを行います。</p> <p><機能強化事業> センターの機能強化を図るために3つの類型（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型）があります。</p> <p>Ⅰ型：専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発などを実施</p> <p>Ⅱ型：雇用・就労が困難な在宅の障害のある人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴などのサービスを実施</p> <p>Ⅲ型：地域の障害のある人のための援護対策</p>

【事業の量の見込み】

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域活動支援センターⅠ型事業	2か所 62人	2か所 64人	2か所 67人
あおば	23人	23人	23人
ハッピーウイング	39人	41人	44人

【現状と将来推計の考え方】

□地域活動支援センター2か所について、過去の登録実績等を考慮し、登録者数を推計した。

【実施に向けた考え方】

○地域の特性や利用者の状況に応じて、創作的活動や機能訓練、社会との交流の促進など、日中活動の場を提供するため、今後も地域活動支援センター事業を運営していきます。

第2節

地域自立支援連絡会の運営

(1) 役割

地域自立支援連絡会は、障害のある人や障害のある児童が地域の中で自立した日常生活や社会生活を安心、安全に営むことができるよう、相談支援事業をはじめ、地域の関係機関によるネットワークの構築などに向けた協議、障害のある人などに関する施策の推進について必要な情報の提供や交換を行うために設置しています。

とくに、相談支援体制の中核として重要な役割を果たすことが期待され、地域自立支援連絡会を中心として、ライフサイクルを通じた福祉サービスの利用援助や当事者による相互支援、権利擁護のために必要な援助などを提供する体制の充実のために、障害のある人の地域生活を支えるネットワークを構築することが必要です。

こうした事業を推進するため、市内の障害者団体、事業者、保健・医療関係者、雇用関係機関、学識経験者などの関係者の協働の場として「地域自立支援連絡会」を運営していきます。

(2) 所管する内容

- 1 地域の関係機関によるネットワークの構築に関すること。
- 2 相談支援事業の運営に関すること。
- 3 障害のある人及びその家族に関する施策の推進について必要な情報の提供、交換に関すること。
- 4 羽村市障害者計画及び障害福祉計画の進捗状況の確認に関すること。
- 5 そのほか、連絡会において必要と認めること。

(3) 運営の視点

1 共通の目的を持つ

障害者自立支援法が目指す「障害のある人が地域で安心して暮らせる社会の実現」について、全員が大きな共通認識を常に持ちながら参加すること。

2 情報を共有する

地域の実態や課題などの情報を集約し、全員が共有しなければならないことから、個別支援会議を地域自立支援連絡会の原点として位置づけること。

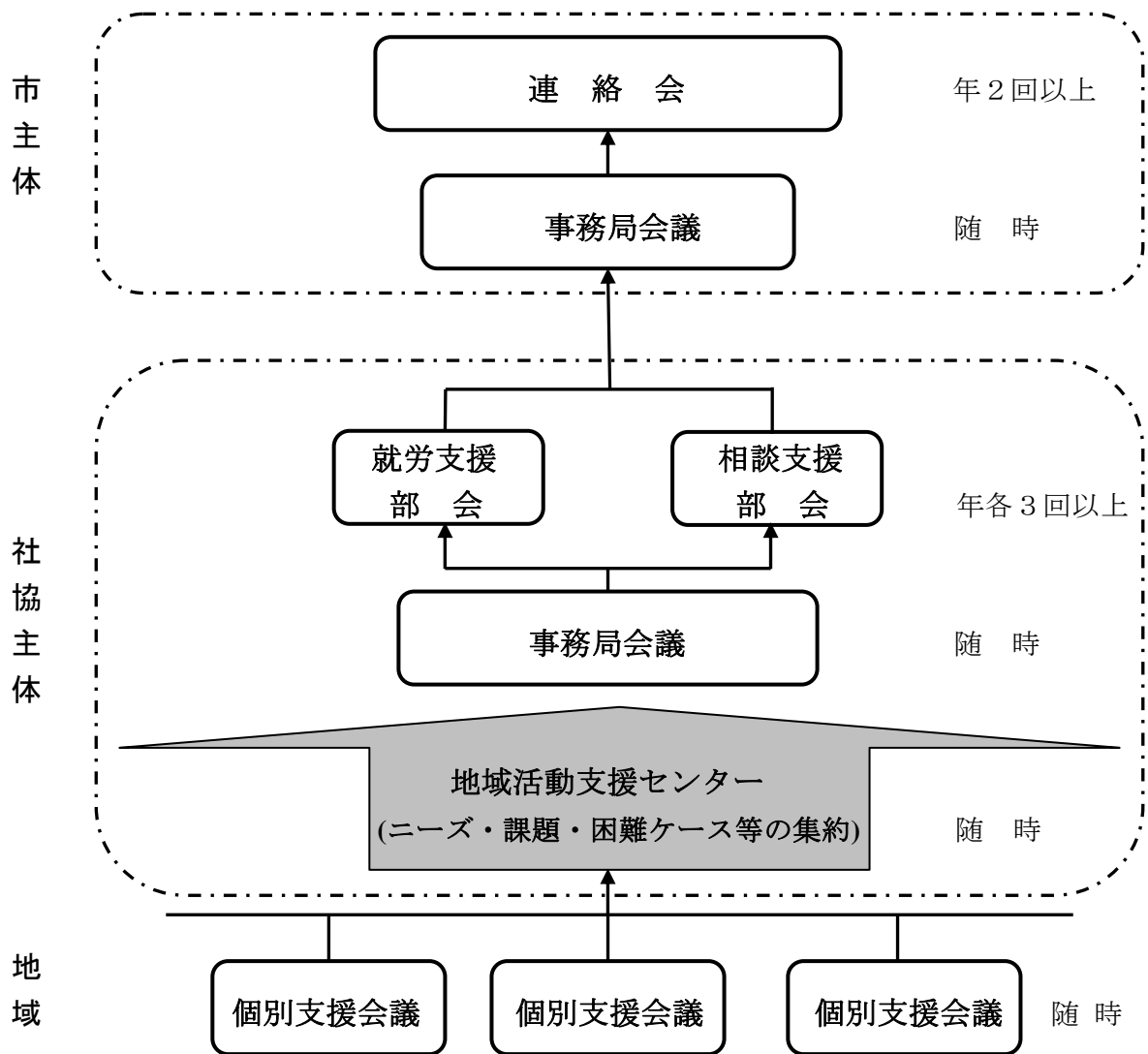
3 具体的に協働する

実際のケースや地域の課題を持ち寄り、制度や誰かのせいにするのではなく、全員が自らの課題として受け止め、共に解決しよう、自分の所では何ができるのか、一歩でも前進しようというスタンスで協働していくこと。また、従来の陳情・要求スタイルからの脱却を図り、共通の目的に向け具体的に協働していくこと。

4 地域の関係者によるネットワークを構築する

利用者が抱える様々なニーズに対応していくため、保健、医療、福祉、教育、就労などの多分野・多職種による多様な支援を一体的かつ継続的に用意すること。

地域自立支援連絡会組織図



余 白

資料編

1 障害者に関する基礎データ

(1) 障害者数の推移

障害者数（手帳所持者数）の推移

(単位：人)

年 度	総人口	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数
平成14年度 (2002)	56,637	1,287	196	77
平成15年度 (2003)	56,991	1,319	209	124
平成16年度 (2004)	57,021	1,344	226	158
平成17年度 (2005)	56,895	1,381	235	178
平成18年度 (2006)	57,445	1,407	251	169
平成19年度 (2007)	57,526	1,422	259	193
平成20年度 (2008)	57,622	1,462	274	210
平成21年度 (2009)	57,587	1,475	283	227
平成22年度 (2010)	57,623	1,504	294	264
平成23年度 (2011)	57,639	1,530	304	283
平成24年度 (2012)	57,665	1,558	312	302
平成25年度 (2013)	57,691	1,584	324	321
平成26年度 (2014)	57,713	1,610	332	340

※各年度の総人口は1月1日現在（平成24年度以降の総人口は、第五次羽村市長期総合計画における推計）

※障害者数は、各年度3月31日現在（平成23年度以降については、平成17年度以降の障害者数の変化を踏まえて推計）

(2) 障害者(児)の動向

① 身体障害者

*¹ 身体障害者手帳所持者数は毎年増加しています。

【身体障害者手帳所持者数の推移】

(単位：人、%)

等級別	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
1級	503	35.4	521	35.6	528	35.8	551	36.6
2級	245	17.2	247	16.9	249	16.9	250	16.6
3級	214	15.0	221	15.2	219	14.8	209	13.9
4級	291	20.5	303	20.7	306	20.7	322	21.5
5級	68	4.8	66	4.5	70	4.7	69	4.6
6級	101	7.1	104	7.1	103	7.1	103	6.8
計	1,422	100.0	1,462	100.0	1,475	100.0	1,504	100.0

※各年度とも年度末実績

(単位：人、%)

部位別	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
視覚障害	98	6.9	95	6.5	100	6.8	98	6.5
聴覚障害	176	12.4	177	12.1	177	12.0	175	11.6
肢体不自由	776	54.6	803	54.9	807	54.7	821	54.6
* ² 内部障害	372	26.1	387	26.5	391	26.5	410	27.3
計	1,422	100.0	1,462	100.0	1,475	100.0	1,504	100.0

※構成比は小数点第1位を四捨五入しているため個々の合計が100%にならない場合がある。

※各年度とも年度末実績

- * 1 身体障害者手帳：身体障害者福祉法に基づく障害程度に該当すると認定された人に対して交付される手帳のこと。各種の福祉サービスを受けるために必要となる。
- * 2 内部障害：身体障害のうち、心臓、腎臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸及び免疫の機能障害の総称をいう。

図1 身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）

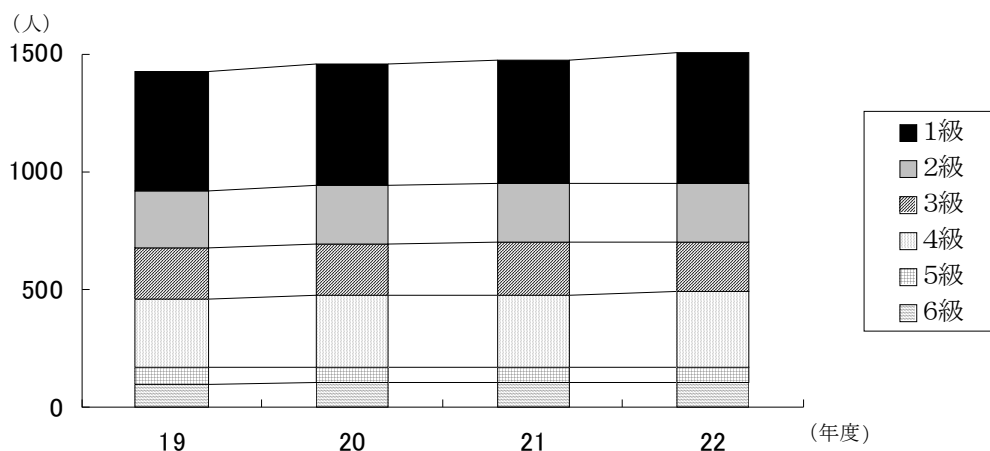
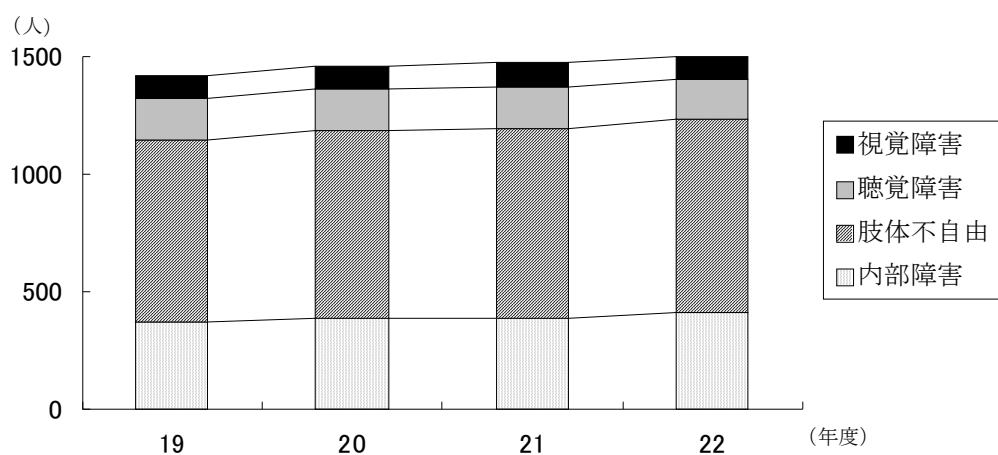


図2 身体障害者手帳所持者数の推移（部別別）



②知的障害者

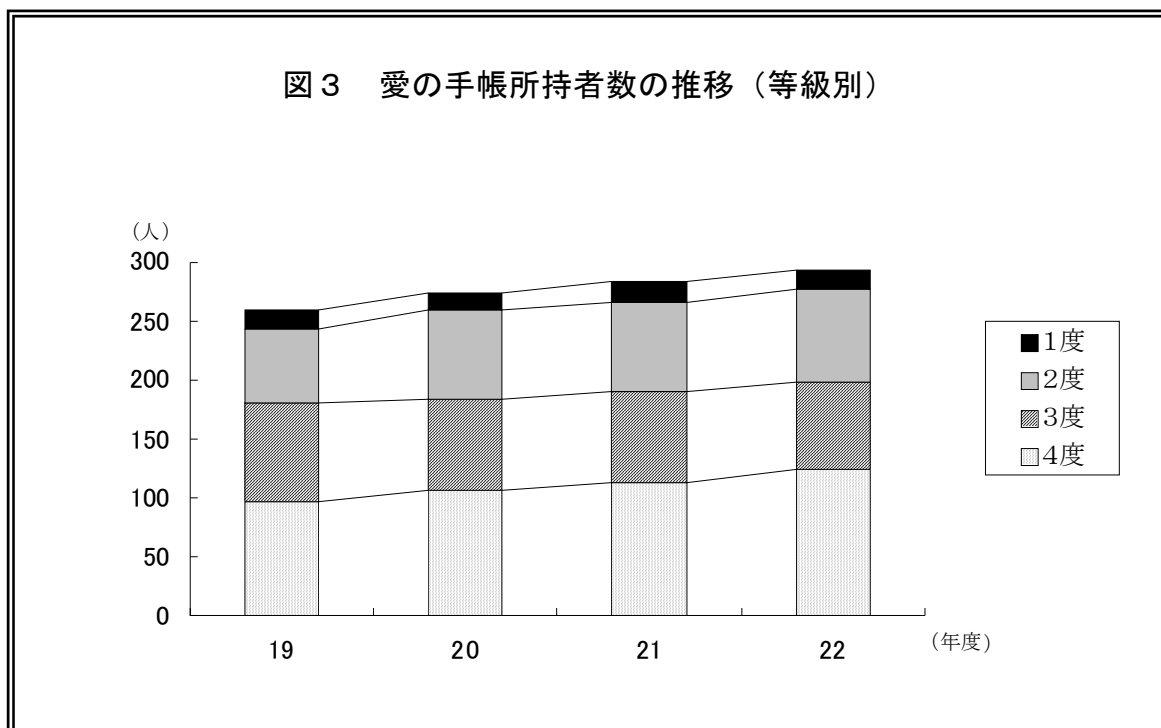
* 愛の手帳所持者数は毎年増加しており、特に4度の方が増えてきています。

【愛の手帳所持者数の推移】

(単位：人、%)

等級別	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
1度	15	5.8	15	5.5	17	6.0	17	5.8
2度	64	24.7	75	27.4	76	26.9	79	26.9
3度	83	32.0	78	28.4	77	27.2	74	25.2
4度	97	37.5	106	38.7	113	39.9	124	42.1
計	259	100.0	274	100.0	283	100.0	294	100.0

※各年度とも年度末実績



* 愛の手帳：知的障害のある人に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために、一定の障害のある人に対し申請に基づいて障害程度を判定し、東京都愛の手帳交付要綱に定める知的障害者であることの証票として都知事が交付するもの。

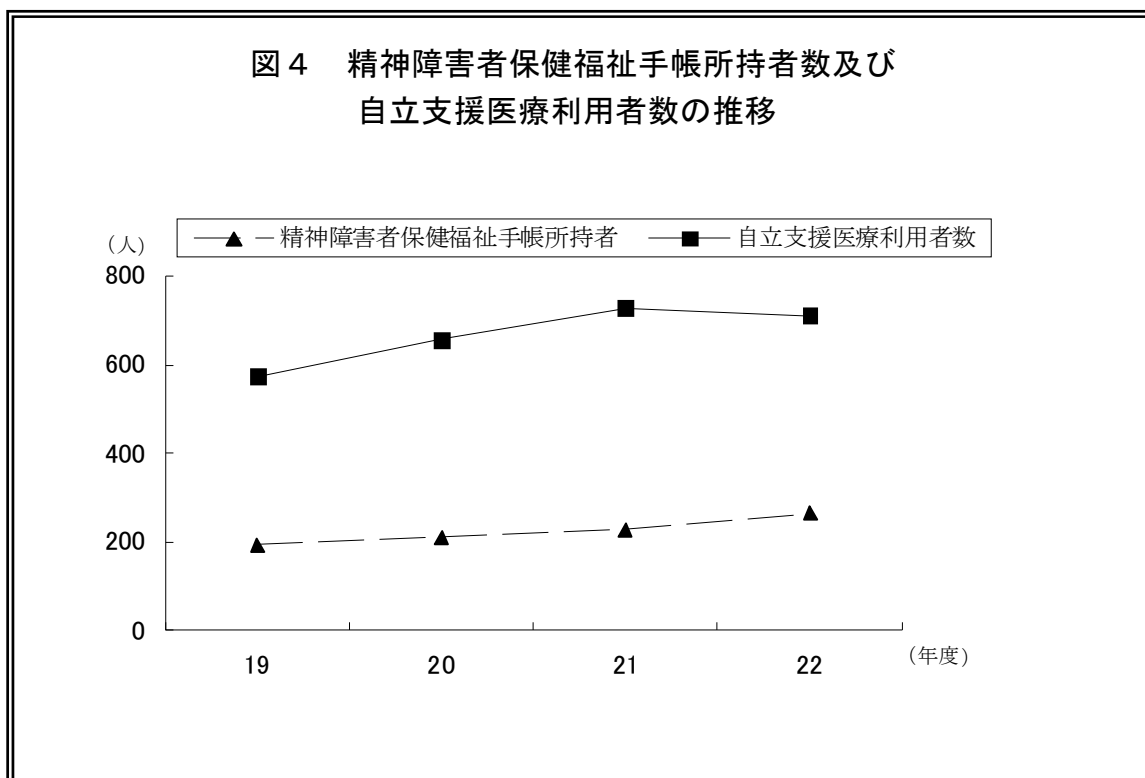
③精神障害者

* 精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療（旧通院医療費公費負担等）利用者ともに経年で大きく増加となっています。また、人数的には自立支援医療利用者数が手帳所持者数の3倍近くとなっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療利用者数の推移】 (単位：人)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
精神障害者保健福祉手帳所持者	193	210	227	264
自立支援医療利用者数	573	656	728	711

※各年度とも年度末実績



* 精神障害者保健福祉手帳：精神障害のある人が一定の障害にあることを証明するもので、所持することにより様々な支援が受けられる。

(3) 障害福祉サービスの利用動向

① 訪問系サービス

ア 訪問系サービス

《 全 体 》

サービス名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅介護	年利用実人数 89 人 延べ 10,301.5 時間	年利用実人数 102 人 延べ 12,059.5 時間	年利用実人数 113 人 延べ 13,360.5 時間
身体介護中心	年利用実人数 19 人 延べ 4,329.0 時間	年利用実人数 24 人 延べ 4,729.5 時間	年利用実人数 29 人 延べ 4,779.5 時間
家事援助中心	年利用実人数 50 人 延べ 5,120.0 時間	年利用実人数 55 人 延べ 6,439.0 時間	年利用実人数 60 人 延べ 7,515.0 時間
移動介護中心			
通院介助中心	年利用実人数 20 人 延べ 852.5 時間	年利用実人数 23 人 延べ 891.0 時間	年利用実人数 24 人 延べ 1,066.0 時間
重度訪問介護	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間
行動援護	年利用実人数 1 人 延べ 16 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間
同行援護			年利用実人数 9 人 延べ 825.0 時間
重度障害者等包括支援	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間

※平成21・22年度は年度末実績、平成23年度は見込値（同行援護は10月から3月の6ヶ月分の見込値）

(ア) 身体障害者

サービス名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅介護	年利用実人数 52 人 延べ7,621.0 時間	年利用実人数 52 人 延べ8,106.5 時間	年利用実人数 52 人 延べ8,270.5 時間
身体介護中心	年利用実人数 12 人 延べ3,429.0 時間	年利用実人数 13 人 延べ3,722.5 時間	年利用実人数 14 人 延べ3,707.0 時間
家事援助中心	年利用実人数 23 人 延べ3,385.5 時間	年利用実人数 22 人 延べ3,640.0 時間	年利用実人数 21 人 延べ3,689.0 時間
移動介護中心			
通院介助中心	年利用実人数 17 人 延べ806.5 時間	年利用実人数 17 人 延べ744.0 時間	年利用実人数 17 人 延べ874.5 時間
重度訪問介護	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間
行動援護	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間
同行援護			年利用実人数 9 人 延べ 825.0 時間
重度障害者等包括支援	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間

※平成21・22年度は年度末実績、平成23年度は見込値（同行援護は10月から3月の6ヶ月分の見込値）

(イ) 知的障害者

サービス名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅介護	年利用実人数 4 人 延べ 285.0 時間	年利用実人数 11 人 延べ 468.0 時間	年利用実人数 18 人 延べ 630.0 時間
身体介護中心	年利用実人数 1 人 延べ 176.0 時間	年利用実人数 4 人 延べ 247.5 時間	年利用実人数 7 人 延べ 330.0 時間
家事援助中心	年利用実人数 2 人 延べ 85.5 時間	年利用実人数 5 人 延べ 210.0 時間	年利用実人数 8 人 延べ 252.0 時間
移動介護中心			
通院介助中心	年利用実人数 1 人 延べ 23.5 時間	年利用実人数 2 人 延べ 10.5 時間	年利用実人数 3 人 延べ 48.0 時間
重度訪問介護	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間
行動援護	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間
重度障害者等包括支援	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間

※平成21・22年度は年度末実績、平成23年度は見込値

(ウ) 精神障害者

サービス名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅介護	年利用実人数 17 人 延べ 904.0 時間	年利用実人数 22 人 延べ 1,606.0 時間	年利用実人数 25 人 延べ 2,542.5 時間
身体介護中心	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間	年利用実人数 1 人 延べ 14.0 時間	年利用実人数 2 人 延べ 53.5 時間
家事援助中心	年利用実人数 17 人 延べ 904.0 時間	年利用実人数 20 人 延べ 1,586.0 時間	年利用実人数 23 人 延べ 2,489.0 時間
移動介護中心			
通院介助中心	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間	年利用実人数 1 人 延べ 6.0 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間
重度訪問介護	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間
行動援護	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間
重度障害者等包括支援	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間

※平成21・22年度は年度末実績、平成23年度は見込値

(エ) 障害児

サービス名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅介護	年利用実人数 16 人 延べ 1,491.5 時間	年利用実人数 17 人 延べ 1,879.0 時間	年利用実人数 18 人 延べ 1,917.5 時間
身体介護中心	年利用実人数 6 人 延べ 724.0 時間	年利用実人数 6 人 延べ 745.5 時間	年利用実人数 6 人 延べ 689.0 時間
家事援助中心	年利用実人数 8 人 延べ 745.0 時間	年利用実人数 8 人 延べ 1,003.0 時間	年利用実人数 8 人 延べ 1,085.0 時間
移動介護中心			
通院介助中心	年利用実人数 2 人 延べ 22.5 時間	年利用実人数 3 人 延べ 130.5 時間	年利用実人数 4 人 延べ 143.5 時間
重度訪問介護	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間
行動援護	年利用実人数 1 人 延べ 16.0 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間
重度障害者等包括支援	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間	年利用実人数 0 人 延べ 0 時間

※平成21・22年度は年度末実績、平成23年度は見込値

② 日中活動系サービス

ア 介護給付

《 全 体 》

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
療養介護	0 人	0 人	0 人
生活介護	22 人	47 人	58 人
児童デイサービス	0 人 0 日	2 人 2 日	0 人 0 日
ショートステイ	利用実人数： 53 人 延べ 2,070 日/年	利用実人数： 50 人 延べ 2,268 日/年	利用実人数： 53 人 延べ 2,351日/年

※平成21・22年度は年度末実績、平成23年度は見込値

(ア) 身体障害者

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
療養介護	0 人	0 人	0 人
生活介護	4 人	6 人	9 人
ショートステイ	利用実人数： 13 人 延べ 496 日/年	利用実人数： 12 人 延べ 502 日/年	利用実人数： 12 人 延べ 619日/年

※平成21・22年度は年度末実績、平成23年度は見込値

(イ) 知的障害者

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
療養介護	0 人	0 人	0 人
生活介護	18 人	41 人	49 人
ショートステイ	利用実人数： 18 人 延べ 930 日/年	利用実人数： 13 人 延べ 1,059 日/年	利用実人数： 15 人 延べ 1,000日/年

※平成21・22年度は年度末実績、平成23年度は見込値

(ウ) 精神障害者

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
療養介護	0 人	0 人	0 人
生活介護	0 人	0 人	0 人
ショートステイ	利用実人数： 1 人 延べ 12 日/年	利用実人数： 0 人 延べ 0 日/年	利用実人数： 1 人 延べ 32日/年

※平成21・22年度は年度末実績、平成23年度は見込値

(エ) 障害児

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
児童デイサービス	0 人 0 日	2 人 2 日	0 人 0 日
ショートステイ	利用実人数： 21 人 延べ 632 日/年	利用実人数： 25 人 延べ 707 日/年	利用実人数： 25 人 延べ 700 日/年

※平成21・22年度は年度末実績、平成23年度は見込値

イ 身体機能・生活能力

《 全 体 》

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
自立訓練（機能訓練）	0 人	0 人	1 人
自立訓練（生活訓練）	3 人	3 人	5 人

※平成21・22年度は年度末実績、平成23年度は見込値

(ア) 身体障害者

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
自立訓練（機能訓練）	0 人	0 人	0 人
自立訓練（生活訓練）	0 人	0 人	0 人

※平成21・22年度は年度末実績、平成23年度は見込値

(イ) 知的障害者

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
自立訓練（機能訓練）	0 人	0 人	1 人
自立訓練（生活訓練）	3 人	3 人	2 人

※平成21・22年度は年度末実績、平成23年度は見込値

(ウ) 精神障害者

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
自立訓練（機能訓練）	0 人	0 人	0 人
自立訓練（生活訓練）	0 人	0 人	3 人

※平成21・22年度は年度末実績、平成23年度は見込値

ウ 就労支援

<就労移行支援・就労継続支援事業>

《 全 体 》

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
就労移行支援	6人	8人	6人
就労継続支援（A型）	0人	0人	0人
就労継続支援（B型）	61人	129人	137人

※平成21・22年度は年度末実績、平成23年度は見込値

(ア) 身体障害者

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
就労移行支援	1人	0人	0人
就労継続支援（A型）	0人	0人	0人
就労継続支援（B型）	14人	17人	19人

※平成21・22年度は年度末実績、平成23年度は見込値

(イ) 知的障害者

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
就労移行支援	5人	8人	6人
就労継続支援（A型）	0人	0人	0人
就労継続支援（B型）	41人	77人	80人

※平成21・22年度は年度末実績、平成23年度は見込値

(ウ) 精神障害者

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
就労移行支援	0人	0人	0人
就労継続支援（A型）	0人	0人	0人
就労継続支援（B型）	6人	35人	38人

※平成21・22年度は年度末実績、平成23年度は見込値

<就労支援事業>

《 全 体 》

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
登録者数	47 人	63 人	75 人
相談件数	1,137 件	1,473 件	1,576 件
新規就職者数	5 人	7 人	7 人
職場定着者数	17 人	32 人	34 人

※平成21・22年度は年度末実績、平成23年度は見込値

(ア) 身体障害者

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
登録者数	10 人	12 人	14 人
新規就職者数	1 人	1 人	1 人
職場定着者数	2 人	6 人	6 人

※平成21・22年度は年度末実績、平成23年度は見込値

(イ) 知的障害者

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
登録者数	19 人	33 人	39 人
新規就職者数	3 人	6 人	5 人
職場定着者数	9 人	20 人	21 人

※平成21・22年度は年度末実績、平成23年度は見込値

(ウ) 精神障害者

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
登録者数	18 人	18 人	22 人
新規就職者数	1 人	0 人	1 人
職場定着者数	6 人	6 人	7 人

※平成21・22年度は年度末実績、平成23年度は見込値

③ 暮らしの場

ア 居住支援サービス

《 全 体 》

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
ケアホーム	14 人	22 人	24 人
グループホーム	12 人	10 人	14 人

※平成21・22年度は年度末実績、平成23年度は見込値

(ア) 知的障害者

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
ケアホーム	14 人	22 人	24 人
グループホーム	8 人	8 人	7 人

※平成21・22年度は年度末実績、平成23年度は見込値

(イ) 精神障害者

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
ケアホーム	0 人	0 人	0 人
グループホーム	4 人	2 人	7 人

※平成21・22年度は年度末実績、平成23年度は見込値

イ 施設入所支援

《 全 体 》

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
施設入所支援	14 人	24 人	30 人

※平成21・22年度は年度末実績、平成23年度は見込値

(ア) 身体障害者

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
施設入所支援	3 人	4 人	4 人

※平成21・22年度は年度末実績、平成23年度は見込値

(イ) 知的障害者

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
施設入所支援	11 人	20 人	26 人

※平成21・22年度は年度末実績、平成23年度は見込値

(ウ) 精神障害者

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
施設入所支援	0 人	0 人	0 人

※平成21・22年度は年度末実績、平成23年度は見込値

ウ 旧法施設支援

《 全 体 》

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
更生施設（入所）	16 人	8 人	2 人
療護施設（入所）	0 人	0 人	0 人
授産施設（入所）	1 人	1 人	0 人
通勤寮	1 人	1 人	0 人
生活訓練施設	0 人	3 人	3 人

※平成21・22年度は年度末実績、平成23年度は見込値

(ア) 身体障害者

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
更生施設（入所）	0 人	0 人	0 人
療護施設（入所）	0 人	0 人	0 人
授産施設（入所）	1 人	1 人	0 人

※平成21・22年度は年度末実績、平成23年度は見込値

(イ) 知的障害者

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
更生施設（入所）	16 人	8 人	2 人
授産施設（入所）	0 人	0 人	0 人
通勤寮	1 人	1 人	0 人

※平成21・22年度は年度末実績、平成23年度は見込値

(ウ) 精神障害者

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
授産施設（入所）	0 人	0 人	0 人
生活訓練施設	0 人	3 人	3 人

※平成21・22年度は年度末実績、平成23年度は見込値

④ 地域生活支援

ア 相談支援

《 全 体 》

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
相談支援事業	2 か所	2 か所	2 か所
サービス利用計画	0 件	0 件	0 件

※平成21・22年度は年度末実績、平成23年度は見込値

イ 在宅での自立支援

< 必須事業 >

《 全 体 》

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
相談支援事業（再掲）	2 か所	2 か所	2 か所
コミュニケーション 支援事業（実人数）	11 人	9 人	15 人
日常生活用具給付等事業	1,059 件	1,028 件	1,038 件
介護訓練支援用具	1 件	4 件	10 件
自立生活支援用具	9 件	9 件	10 件
在宅療養等支援用具	3 件	9 件	7 件
情報・意思疎通支援用具	7 件	7 件	6 件
排せつ管理支援用具	1,038 件	998 件	1,004 件
住宅改修費	1 件	1 件	1 件
移動支援事業（利用実人数） （延べ利用時間）	74 人 5,692.0 時間	76 人 7,752.5 時間	80 人 7,225 時間
地域活動支援センター （再掲）	2か所 52人	2か所 56人	2か所 59人
手話奉仕員養成研修事業 （登録見込み者数）	3人	5人	6人

※平成21・22年度は年度末実績、平成23年度は見込値

(ア) 身体障害者

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
コミュニケーション 支援事業（実人数）	11人	9人	15人
日常生活用具給付等事業	948件	914件	939件
介護訓練支援用具	1件	3件	10件
自立生活支援用具	6件	7件	8件
在宅療養等支援用具	3件	8件	6件
情報・意思疎通支援用具	7件	7件	6件
排せつ管理支援用具	930件	888件	908件
住宅改修費	1件	1件	1件
移動支援事業（利用実人数） （延べ利用時間）	18人 1,855.5時間	22人 2,222.0時間	22人 1,598.5時間
地域活動支援センター （再掲）	1か所 22人	1か所 22人	1か所 22人
手話奉仕員養成研修事業 （登録見込み者数）	3人	5人	6人

※平成21・22年度は年度末実績、平成23年度は見込値

(イ) 知的障害者

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
日常生活用具給付等事業	0件	0件	0件
介護訓練支援用具	0件	0件	0件
自立生活支援用具	0件	0件	0件
在宅療養等支援用具	0件	0件	0件
情報・意思疎通支援用具	0件	0件	0件
排せつ管理支援用具	0件	0件	0件
住宅改修費	0件	0件	0件
移動支援事業（利用実人数） （延べ利用時間）	22人 1,281.5時間	21人 2,193.0時間	23人 2,351.0時間

※平成21・22年度は年度末実績、平成23年度は見込値

(ウ) 精神障害者

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
日常生活用具給付等事業	0件	0件	0件
介護訓練支援用具	0件	0件	0件
自立生活支援用具	0件	0件	0件
在宅療養等支援用具	0件	0件	0件
情報・意思疎通支援用具	0件	0件	0件
排せつ管理支援用具	0件	0件	0件
住宅改修費	0件	0件	0件
移動支援事業（利用実人数） （延べ利用時間）	4人 163.0時間	3人 313.0時間	4人 384.0時間
地域活動支援センター （再掲）	1か所 30人	1か所 34人	1か所 37人

※平成21・22年度は年度末実績、平成23年度は見込値

(エ) 障害児

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
日常生活用具給付等事業	111 件	114 件	99 件
介護訓練支援用具	0 件	1 件	0 件
自立生活支援用具	3 件	2 件	2 件
在宅療養等支援用具	0 件	1 件	1 件
情報・意思疎通支援用具	0 件	0 件	0 件
排せつ管理支援用具	108 件	110 件	96 件
住宅改修費	0 件	0 件	0 件
移動支援事業（利用実人数）	30 人	30 人	31 人
（延べ利用時間）	2,392.0 時間	3,024.5 時間	2,891.5 時間

※平成21・22年度は年度末実績、平成23年度は見込値

<その他の事業>

《 全 体 》

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
更生訓練費給付事業（実人数）	3 人	3 人	2 人
施設入所者就業支度金給付事業	0 人	0 人	0 人
日中一時支援事業	32 人	31 人	31 人
自動車運転教習費助成事業	1 人	1 人	1 人
自動車改造助費成事業	2 人	1 人	1 人
訪問入浴サービス事業	1 人	1 人	1 人
火災安全システム事業	0 人	0 人	0 人

※平成21・22年度は年度末実績、平成23年度は見込値

(ア) 身体障害者

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
更生訓練費給付事業（実人数）	3 人	3 人	2 人
施設入所者就業支度金給付事業	0 人	0 人	0 人
日中一時支援事業	2 人	2 人	2 人
自動車運転教習費助成事業	1 人	1 人	1 人
自動車改造助費成事業	2 人	1 人	1 人
訪問入浴サービス事業	1 人	1 人	1 人
火災安全システム事業	0 人	0 人	0 人

※平成21・22年度は年度末実績、平成23年度は見込値

(イ) 知的障害者

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
日中一時支援事業	6 人	6 人	6 人
自動車運転教習費助成事業	0 人	0 人	0 人
火災安全システム事業	0 人	0 人	0 人

※平成21・22年度は年度末実績、平成23年度は見込値

(ウ) 精神障害者

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
日中一時支援事業	0 人	0 人	0 人

※平成21・22年度は年度末実績、平成23年度は見込値

(エ) 障害児

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
日中一時支援事業	24 人	23 人	23 人
訪問入浴サービス事業	0 人	0 人	0 人

※平成21・22年度は年度末実績、平成23年度は見込値

ウ 活動機会

《 全 体 》

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
地域活動支援センター I 型事業	2 か所 52 人	2 か所 56 人	2 か所 59 人
	あおば	22 人	22 人
	ハッピーウイング	30 人	34 人

※平成21・22年度は年度末実績、平成23年度は見込値

(4) 就労等の状況

① 羽村特別支援学校等の在籍状況

平成23年4月現在で、特別支援学級は、武蔵野小学校の「むさしの学級（知的・情緒）」、栄小学校の「くぬぎ学級（知的）」、羽村第三中学校の「E組（知的）」となっています。また、通級指導学級は、羽村東小学校の「コミュニケーションの教室（情緒）」、松林小学校「コミュニケーションの教室（情緒）」、羽村第一中学校「とちの実学級（情緒）」の3校となっています。

平成23年4月1日現在で、羽村特別支援学校の内住者は小学校11人、中学校11人、高校18人となっています。卒業生の進路を見ると、平成22年度で福祉的就労が5人、一般就労が2人となっています。

【特別支援学級児童・生徒数】

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
児童数	27人	23人	30人	32人	36人
学級数	4学級	4学級	5学級	6学級	6学級
生徒数	14人	19人	18人	24人	26人
学級数	2学級	3学級	3学級	3学級	4学級

※各年度4月1日現在（19・20年度は5月1日現在）

※平成21年度に武蔵野小学校1学級新設、平成22年度に栄小学校に1学級新設

【通級指導学級の入級児童・生徒】

(単位：人)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
羽村東小学校	21	17	14	16	12
松林小学校	8	11	23	23	25
羽村第一中学校	0	2	5	6	5

※各年度4月1日現在

【羽村特別支援学校の児童・生徒数】

(単位：人)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
小学校	16	14	15	11	11
中学校	4	8	9	13	11
高校1年	8	5	7	3	8
2年	7	8	7	7	3
3年	4	7	8	7	7

※各年度4月1日現在の羽村市内在住者

【羽村特別支援学校卒業生の進路状況】

(単位：人)

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
卒業生数	52	72	60
内、市内在住	6	8	7
一般就労	17	17	17
内、市内在住	1	4	2
授産施設・福祉作業所等	31	43	35
内、市内在住	5	4	5
障害者福祉施設	0	7	3
内、市内在住	0	0	0
職業訓練	0	1	4
内、市内在住	0	0	0
在宅	3	4	1
内、市内在住	0	0	0
その他（自営等）	1	0	0
内、市内在住	0	0	0

【あきる野学園卒業生の進路状況】

(単位：人)

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
卒業生数	28(8)	35(5)	41(6)
内、市内在住	1(1)	0	2(2)
一般就労	12(1)	13(0)	18(1)
内、市内在住	0	0	0
授産施設・福祉作業所等	5(2)	10(1)	12(0)
内、市内在住	0	0	0
障害者福祉施設	8(4)	10(4)	11(5)
内、市内在住	1(1)	0	2(2)
職業訓練	1(1)	1(0)	0
内、市内在住	0	0	0
在宅	0	1(0)	0
内、市内在住	0	0	0
その他（自営等）	0	0	0
内、市内在住	0	0	0

※数字は肢体不自由部門及び知的障害部門の合計。()内は 肢体不自由部門を再掲

【青峰学園卒業生の進路状況】

(単位：人)

区 分	平成21年度	平成22年度
卒業生数	1	3
内、市内在住	0	0
一般就労	0	2
内、市内在住	0	0
授産施設・福祉作業所等	0	0
内、市内在住	0	0
障害者福祉施設	0	1
内、市内在住	0	0
職業訓練	0	0
内、市内在住	0	0
在宅	1	0
内、市内在住	0	0
その他（自営等）	0	0
内、市内在住	0	0

※開校：平成21年4月

② 一般就労への移行状況

市内の福祉的就労の場として、市が運営する就労継続支援B型事業「いちょう」及び社会福祉法人そよかぜが運営する福祉作業所「ひばり園」や福祉作業所「スマイル工房」がありますが、福祉的就労から一般就労への移行人数は平成22年度は2人となっています。

また、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業で1.8%、特殊法人及び国・地方公共団体では2.1%以上の雇用が義務付けられています。羽村市の障害者雇用率は以下の通りです。

【一般就労移行の実績】

(単位：人)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
ひばり園・あおぞら	0	0	1	2
スマイル工房	0	1	1	0

【法定雇用率^{*}】

(単位：%)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
市長部局	2.17	3.28	3.30	3.36	3.41
教育委員会	—	—	—	—	—
羽村市役所（全体）	2.38	2.65	2.67	2.72	2.81

※羽村市役所の雇用率は羽村市役所全体で算定した率を示す

※各年度の6月1日現在

※教育委員会は職員数48人未満のため対象とならない。

- * **法定雇用率**：「障害者の雇用の促進等に関する法律」で、雇用者に占める身体障害者及び知的障害者の割合が一定率以上であるよう事業主に義務づけており、その割合をいう。平成10年7月からは、一般の民間企業1.8%、特殊法人等2.1%、国及び地方公共団体2.1%の法定雇用率が義務づけられた。

羽村市障害者計画及び障害福祉計画審議会審議経過

審議回数	開催日及び会場	審議会の概要
第1回	平成23年 6月24日(金) 羽村市役所特別会議室	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委嘱状の交付 ○ 羽村市障害者計画及び障害福祉計画審議会について ○ 会長及び副会長の選任について ○ 諮問 ○ 審議会会議録の作成及び公表等に関する基準について ○ 審議会の会議の傍聴に関する定めについて ○ 障害福祉計画の概要と実績報告について
第2回	平成23年 9月29日(木) 羽村市役所特別会議室	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第3期障害福祉計画(素案)の検討について ○ 第3期障害福祉計画の答申の方向性について
第3回	平成23年11月17日(木) 羽村市役所特別会議室	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第3期障害福祉計画(素案)の検討について ○ 第3期障害福祉計画の答申(案)について